

第 4 章

災 害 復 旧 对 策

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、関係市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第3節 各種制限措置等の解除

本部長は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係市町及び防災関係機関に指示するものとする。

また、県は、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節 災害地域住民等に係る記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

県は、関係市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

被災地住民登録様式（資料4-5-1）

2 損害調査、健康調査の記録

県は、関係市町が、原子力災害発生時において住民等が受けた損害の調査を実施することに協力するとともに、防護対策を講じた地区住民の健康調査を実施することに協力するものとする。

3 農林水産業等の影響調査

県は、関係市町が必要に応じて実施する農林水産業、商工業の受けた影響についての調査に協力するとともに、その結果を取りまとめるものとする。

4 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び関係市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第7節 被災中小企業等に対する支援

県は、被災した中小企業者等に対して、経営安定資金・災害復旧対策資金等の利用について周知を図るとともに、県信用保証協会、金融機関と連携し、災害復興資金の円滑な融通を図る。

第8節 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び関係市町とともに、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第9節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。